

こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチームにおける 論点整理 骨子 (案)

1. 検討の経緯

- ・令和2年行政事業レビュー 秋のレビュー、内閣府研究会における検討
- ・デジタル臨時行政調査会における議論、副大臣 PT の開催、関連政府文書の閣議決定

2. 何のためのデータ連携か

(1) 自治体等における先行事例 ※第2回副大臣 PT 資料参照

- ・大阪府箕面市 (子ども成長見守りシステム)
- ・千葉県柏市、大阪府能勢町等 (学校版スクリーニング)
- ・広島県 (府中町等) (子供の予防的支援構築事業)
- ・兵庫県尼崎市 (子どもの育ち支援システム)
- ・茨城県つくば市 (データベースみまもり)
- ・埼玉県戸田市 (NPO と連携したアウトリーチ支援) 等

(2) 想定されるユースケース ※資料1-1参照

- ・目的は、データ連携により、貧困、虐待等の真に支援が必要な子ども・家庭の発見や、ニーズに応じたプッシュ型の支援への活用につなげること。
- ・データ活用の流れとしては、①デジタルデータを用いた対象者の絞り込み、②人による更なる絞り込み、③対応策の検討、④支援への接続、が考えられる。
- ・活用体制としては、福祉部局中心のケース、教育委員会中心のケース、要保護児童対策地域協議会がなどの外部組織が中心のケース、NPO に委託するケースが考えられる。
- ・今後、「データ項目等に係る調査研究」において更に検討を深め、「地方公共団体におけるデータ連携の実証に係る調査研究」に活かす。

3. 対象となるデータ項目 ※資料1-2参照

(1) 本実証事業において必要となるデータ項目

(2) その他のデータ項目

※今後、「データ項目等に係る調査研究」において、真に支援が必要な子どもの発見やニーズに応じたプッシュ型の支援に活用する上での各データ項目の有用性 (先行研究における調査結果等)、自治体における各データ項目のデジタル化や情報共有の状況、当該データ項目が国の施策として自治

体等において共通的に収集することが求められているか等を勘案しつつ更に検討を深め、「地方公共団体におけるデータ連携の実証に係る調査研究」に活かす。

4. データ連携を実現するシステムや体制の在り方

(1) データの保有主体

- ・国が一元的にこどもの情報を管理するデータベースを構築することは考えていない。地方公共団体等が、地方公共団体内において分散管理するデータを連携させることを想定している。
- ・まずは地方公共団体での事例を作っていくながら、全国の地方公共団体への展開に向けた必要な方策を検討すべき。

(2) データの取得

- ・転居時のデータ連携や経年比較のため、客観的なデータの取得が望ましい。一方、現場職員の主観的評価についても、何らかの形で取得、活用できるようにすべき。
- ・また、データの把握や入力を、学校の教員や児童相談所の職員等の現場職員が行うケースも想定されるが、負担への配慮が必要。できるだけ自動化する等、省力化を図るべき。

(3) データの管理

- ・各自治体で、データ活用が可能となるよう、保有データの電子化を進めることが必要。
- ・データを閲覧可能とする者は、利用目的の達成に必要な必要最小限度に限定することが必要。
- ・データの保存期間、削除依頼や開示請求への対応について検討が必要。保存期間については、関係法令（条例を含む。以下同じ。）に基づき、利用目的の達成に必要な期間を超えて保有することのないようにすることが必要。

(4) データを活用する組織体制

- ・先行事例においては、①首長部局¹に集約している例（つくば市、広島県（府中町）など）、②教育委員会に集約している例（箕面市、神戸市、柏市、能勢町、糸満市、橋本市、滋賀県下の市町など）、③外部団体に集約

¹ 要保護児童対策地域協議会（要対協）及び子ども・若者支援地域協議会（子若協）を含む。

している例（戸田市においては委託の上 NPO に集約、など）に大別される。

- ・組織体制は、データ連携の主目的に依るものであり、各地域において判断されるべきものであるが、いずれの場合においても、適切なアクセスコントロールやセキュリティの確保、個人情報の保護措置等を実施することが重要。

5. 制度面・運用面での課題（全国展開に向けた方策）

（1）各分野におけるデータの標準化

- ・本施策において連携するデータには、自治体の基幹業務システムの統一・標準化における標準化対象事務に関するデータと、標準化対象事務以外の事務に関するデータがある。前者のうち、現時点において標準仕様書に明記されていないが、全国的に有用な機能要件やデータ項目が判明した場合は、システムに実装すべき機能などとして、標準仕様書の改定に向けて検討すべき。後者のうち、当該データが国の施策として自治体等において共通的に収集することが求められており、住民の利便性の向上や自治体の行政運営の効率化に寄与すると判明した場合は、当該データに係る事務を所管する関係府省において、当該事務の標準化を進めるべき。

（2）データの相互運用性の確保方策

- ・まずは、同一基礎自治体内で把握できるこどものデータ連携の枠組みの構築を目指す。
- ・その効果を見つつ、データ連携に係る壁は存在するが、高校進学後なども連携の枠組みに含めることや、他の基礎自治体（転居の場合等）との連携について検討すべき。

（3）個人情報の取扱い・倫理面での配慮

- ・実証事業期間中においては、各地方公共団体の個人情報保護条例に基づき、データ連携に係る必要な保護措置を行うこととなり、こうした個人情報保護法令（条例を含む）上の整理（共有が可能な項目、共有範囲等）が必要。
- ・他方、令和3年5月に成立したデジタル社会形成整備法において個人情報保護法の改正が行われ、地方公共団体の個人情報保護制度についても改正後の個人情報保護法において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化することとされており、当該改正の施行は令和5年4月を予定しており、改正個人情報保護法令上の整理が必要。

- ・その他、住民から見て許容されるかという観点も重要。データの利活用に係る倫理面の配慮や情報の取扱いルールの設定、データ連携で住民が受けるメリット等の丁寧な発信が必要。
- ・地方公共団体等が安全・安心して実証に参加できるよう、こうした点についてガイドライン等を示すべき。

(4) データ連携のための情報連携

- ・先行事例においては、団体内宛名統合番号を識別子としてデータ連携を行っていることが多い。
- ・他方、団体内宛名統合番号は一の地方公共団体内でしか使用できないことなども踏まえ、地方公共団体をまたがる場合（転居等）における情報連携の在り方について検討が必要。

(5) 具体的なプッシュ型の支援への活用方策

- ・支援の現場では、問題を抱える子供や家庭に寄り添った伴走型の支援が求められていることから、誰が閲覧・活用し、どのように支援につなぐのかを提示する必要。
- ・例えば、個別ケースを共有して支援につなぐ枠組みとして、要保護児童対策地域協議会や子ども・若者支援地域協議会など、既存の法的枠組みの柔軟な活用も選択肢となるのではないか。
- ・アウトリーチのための専門スタッフの充実が重要。特に、学校を運用の場とする場合、教育委員会事務局にスーパーバイザーとして配置されたスクールソーシャルワーカー（SSW）が、支援を要する子供を絞り込む中心的役割を果たし、域内の学校に配置されたSSWやスクールカウンセラー等を通じてプッシュ型の支援に取り組むことが期待される。

6. おわりに

- ・論点整理取りまとめ後も、実証事業の進捗やそこで明らかになった成果・課題を関係府省庁で、共有し、必要な方策を検討する。また、必要に応じ、本副大臣 PT を開催することを検討。

(以 上)

※ 論点整理については、「データ項目等に係る調査研究」において4月末を目途になされる予定の中間報告書（素案）や、これまでの副大臣 PT、内閣府「貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データ連携・活用に向けた研究会」等の議論を踏まえて第4回副大臣 PT において取りまとめを目指す。